

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第三十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基く保険医を次のように指定した。

昭和二十九年二月五日

鳥取県知事 西尾愛治

目次

◇告示 健康保険法等に基く保健医の指定

” ” 指定保健医の指定取消

” ” 指定保健医の異動

” ” 建築代理業者の登録まつ消

” ” 農業委員会の設置

◇正誤 昭和二十八年十一月十七日鳥取県告示第五

百五号中訂正

昭和二十九年二月二十九日鳥取県告示第三

十三号中訂正

昭和二十九年一月十二日鳥取県規則第二号

中訂正

診療科名

名 称 住 所

氏 名

指 定 年 月 日

外、内、小兒、
皮、泌尿科

仲倉医院

倉吉市鍛冶町二丁目

仲倉 文威

昭和二十八年九月二十日

外科

鳥取赤十字病院

鳥取市西町

塚田 朗

昭和二十九年一月七日

齒科 岡本齒科医院 米子市加茂町一丁目 松井 健兒
 内、小兒科 中原内科医院 西伯郡所子村字末長 中原 実
 鳥取県告示第三十九号
 健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び船員保険法
 （昭和十四年法律第七十三号）に基く保険医の指定を次

のとおりに取り消した。
 昭和二十九年二月五日
 鳥取県知事 西 尾 愛 治

診療科名 名称 住所 氏名 取消事由 取消年月日

外科 鳥取赤十字病院 鳥取市西町一番地 青木 堅太郎 病氣帰郷 昭和二十八年十一月三十日

鳥取県告示第四十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び船員保険法
 （昭和十四年法律第七十三号）に基く保険医に次のよう

な異動があつた。

昭和二十九年二月五日
 鳥取県知事 西 尾 愛 治

診療科名 名称 住所 氏名 取消事由 取消年月日

齒科 湖山齒科医院 鳥取市湖山町茶屋 鳥取市賀露町 住所変更 湖山 弘行 昭和二十八年十二月六日

全科 松本医院 気高郡鹿野町鹿野 八頭郡下私都村字大坪 松本裕太郎 十二月二十五日

鳥取県告示第四十一号
 鳥取県建築代理業者名簿から次の者を昭和二十九年二月五日まづ、消した。

昭和二十九年二月五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号 登録年月日 現本 住所 氏名 業務管理者

九八 二六、八、一 西伯郡御來屋町 佐中建築事務所 二級建築士 佐中 義一

一一六 " 西伯郡光徳村大字東坪 原田 次郎 " 原田 次郎

一三四 " 東伯郡中北条村大字六四二 中田 四郎 " 中田 四郎

一六一 二六、十、一 鳥取市湯所町二三ノ二 鳥取市鍛冶町一八ノ三 建築代理士 森谷 重治
 阪神築港株式会社 森下 正雄

鳥取県告示第四十二号

農業委員会法（昭和二十六年法律第八十八号）第二条第二項及び第五十条第一項の規定により昭和二十九年二月一日東伯郡東伯町に次の通り農業委員会が新たに設置された。

昭和二十九年二月五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

農業委員会の名称 東伯郡東伯町八橋農業委員会 区域 浦安町

浦安町

<p>下郷” ” ” 上郷” ” ” 古布庄” ” ” ” 下郷村” ” ” 上郷村” ” ” 古布庄村”</p>	<p>正 誤</p>	<p>昭和二十八年十一月十七日鳥取県告示第五百五号中誤植があるので、次のように訂正する。</p>	<p>頁 行 段 誤 正 七 八 四 同 山川谷東平</p>	<p>昭和二十九年一月二十九日鳥取県告示第三十三号中誤植があるので、次のように訂正する。</p>	<p>頁 行 段 誤 正 二 七 四 大網代南方 大網代南側</p>	<p>昭和二十九年一月十二日鳥取県規則第二号中誤植がある ので、次のように訂正する。</p>
<p>頁 段 行 誤 正 一〇 上 九 昭和二十三年三月鳥取県規則第十六号 昭和二十五年七月鳥取県規則第四十号</p>	<p>昭和二十三年三月鳥取県規則第十六号 昭和二十五年七月鳥取県規則第四十号</p>					

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町取印 鳥取県鳥取市東町取印 鳥取県鳥取市東町取印 鳥取県鳥取市東町取印 鳥取県鳥取市東町取印